

上山市議会会議録

第483回定例会

予算特別委員会

(平成30年3月8日)

上山市議会第483回定例会
〔平成30年3月予算特別委員会会議録〕
(第4日)

平成30年3月8日(木曜日)

本日の会議に付した事件

- 議第10号 平成30年度上山市介護保険特別会計予算
議第11号 平成30年度上山市浄化槽事業特別会計予算
議第12号 平成30年度上山市施設貸付事業特別会計予算
議第13号 平成30年度上山市後期高齢者医療特別会計予算
議第14号 平成30年度上山市産業団地整備事業特別会計予算
議第15号 平成30年度上山市水道事業会計予算

出 欠 席 委 員 氏 名

出席委員(15人)

守 岡 等	委員	井 上 学	委員
中 川 とみ子	委員	高 橋 恒 男	委員
谷 江 正 照	委員	佐 藤 光 義	委員
枝 松 直 樹	委員	浦 山 文 一	委員
坂 本 幸 一	委員	大 沢 芳 朋	委員
川 崎 朋 巳	委員	棚 井 裕 一	委員
尾 形 みち子	委員	長 澤 長右衛門	委員
高 橋 義 明	委員		

欠席委員(0人)

説 明 の た め 出 席 し た 者

横 戸 長 兵 衛	市 長	塚 田 哲 也	副 市 長
鈴 木 英 夫	庶 務 課 長 (併)選挙管理委員会 事 務 局 長	鈴 木 直 美	市政戦略課長

金	沢	直	之	財 政 課 長	舟	越	信	弘	税 務 課 長
土	屋	光	博	市民生活課長	尾	形	俊	幸	健康推進課長
武	田		浩	福祉事務所長	富	士	英	樹	商 工 課 長
平	吹	義	浩	観 光 課 長	前	田	豊	孝	農 林 課 長 (併) 農業委員会 事務局 長
藤	田	大	輔	農業夢づくり課長	近	埜	伸	二	建 設 課 長
秋	葉	和	浩	上下水道課長	齋	藤	智	子	会 計 管 理 者 (兼) 会 計 課 長
佐	藤	浩	章	消 防 長	古	山	茂	満	教 育 委 員 会 長 教 育 委 員 会 長
太	田		宏	教 育 委 員 会 長 教 育 委 員 会 長	加	藤	洋	一	教 育 委 員 会 長 教 育 委 員 会 長
井	上	咲	子	教 育 委 員 会 長 教 育 委 員 会 長	鏡		裕	一	教 育 委 員 会 長 ス ポー ツ 振 興 課 長
大	和		啓	監 査 委 員	渡	辺	る	み	監 査 委 員 会 事 務 局 長

事 務 局 職 員 出 席 者

佐	藤		毅	事 務 局 長	遠	藤	友	敬	副 主 幹
渡	邊	高	範	主 査	後	藤	彩	夏	主 事

午前10時00分 開 議

議第10号 平成30年度上山市
介護保険特別会計予算

開 議

○中川とみ子委員長 出席委員は定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会を開会いたします。

本日は、特別会計予算及び水道事業会計予算の審査を行います。

○中川とみ子委員長 それでは、議第10号平成30年度上山市介護保険特別会計予算について、当局の説明を求めます。健康推進課長。

〔尾形俊幸健康推進課長 登壇〕

○尾形俊幸健康推進課長 おはようございます。命によりまして、議第10号平成30年度上山市介護保険特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書の184ページをお開き願います。

平成30年度上山市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによるものであります。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ39億9,200万円と定めるものであります。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によるものであります。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5億円と定めるものであります。

歳出予算の流用、第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めるものであります。

第1号、各項に計上した保険給付費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用であります。

次に、第1表「歳入歳出予算」の説明でございますが、重複説明を避けるため、事項別明細書により御説明申し上げます。

歳出から御説明いたしますので、199ページ、200ページをお開き願います。

1款総務費1項1目一般管理費4,740万3,000円は、前年度対比133万5,000円の減であります。一般管理費では、電算システムの処理業務委託料などを計上したものであります。そのほか、職員人件費であります。

2項1目賦課徴収費278万6,000円は前年度対比18万6,000円の増であります。介護保険料の賦課徴収を行うための所要額を計上したものであります。

3項1目介護認定審査会費501万4,000円は、前年度対比17万1,000円の増であります。毎週1回開催している介護認定審

査会の運営経費を計上したものであります。

2目認定調査等費2,549万4,000円は、前年度対比4万7,000円の増であります。介護認定調査員の報酬、介護認定に係る主治医意見書の手数料、介護認定調査業務の委託料などを計上したものであります。

次のページをお開き願います。

4項1目趣旨普及費3万6,000円は、前年度と同額であります。介護保険事業のパンフレットなどを作成する費用であります。

5項1目運営協議会費29万7,000円は、前年度と同額であります。介護保険事業運営協議会の開催費用であります。

2款保険給付費1項1目居宅介護サービス給付費13億7,115万8,000円は、前年度対比8,832万8,000円の増であります。在宅において介護サービスを利用した場合に給付するもので、通所介護サービスなどの各種サービスの利用者見込みにより計上したものであります。

2目特例居宅介護サービス給付費50万円は、前年度と同額であります。緊急やむを得ない理由で、要介護認定前に居宅介護サービスを利用した場合の給付費であります。

3目地域密着型介護サービス給付費6億7,837万6,000円は、前年度対比724万6,000円の増であります。小規模特別養護老人ホームなどの各種サービス見込みにより計上したものであります。

4目特例地域密着型介護サービス給付費10万円は、前年度と同額であります。要介護認定前に地域密着型介護サービスを利用した場合の給付費であります。

5目施設介護サービス給付費12億783万9,000円は、前年度対比2,283万9,

000円の増であります。介護老人福祉施設、介護老人保健施設などの施設の給付費を計上したものであります。

6目特例施設介護サービス給付費50万円は、前年度と同額であります。要介護認定前に施設介護サービスを利用した場合の給付費であります。

次のページをお開き願います。

7目居宅介護福祉用具購入費372万3,000円は、前年度対比83万7,000円の減であります。入浴補助用具等の福祉用具の購入に係る給付費を計上したものであります。

8目居宅介護住宅改修費1,314万8,000円は、前年度対比133万2,000円の減であります。手すりなどの住宅改修に係る給付費を計上したものであります。

9目居宅介護サービス計画給付費1億7,778万9,000円は、前年度対比1,766万9,000円の増であります。居宅介護支援事業所の介護サービス計画作成費用に係る給付費を計上したものであります。

10目特例居宅介護サービス計画給付費10万円は、前年度と同額であります。要介護認定前に居宅介護サービス計画を利用した場合の給付費であります。

2項1目介護予防サービス給付費4,242万円は、前年度対比3,767万円の減であります。在宅において利用する介護予防通所リハビリテーションなどの介護予防サービス給付費を計上したものであります。

2目特例介護予防サービス給付費10万円は、前年度と同額であります。要支援認定前に介護予防サービスを利用した場合の給付費であります。

3目地域密着型介護予防サービス給付費1,

191万8,000円は、前年度対比193万8,000円の増であります。介護予防小規模多機能型居宅介護などの給付費を計上したものであります。

4目特例地域密着型介護予防サービス給付費10万円は、前年度と同額であります。要支援認定前に地域密着型介護予防サービスを利用した場合の給付費であります。

5目介護予防福祉用具購入費81万3,000円は、前年度対比17万3,000円の増であります。入浴補助用具等の福祉用具の購入に係る給付費を計上したものであります。

6目介護予防住宅改修費531万5,000円は、前年度対比7万5,000円の増であります。手すりなどの住宅改修に係る給付費を計上したものであります。

7目介護予防サービス計画給付費843万7,000円は、前年度対比554万3,000円の減であります。介護予防支援事業所の介護予防サービス計画作成費用に係る給付費を計上したものであります。

8目特例介護予防サービス計画給付費10万円は、前年度と同額であります。要支援認定前に介護予防サービス計画を利用した場合の給付費であります。

次のページをお開き願います。

3項1目審査支払手数料378万円は、前年度対比9万円の減であります。保険給付費の請求審査手数料を計上したものであります。

4項1目高額介護サービス費6,028万円は、前年度対比468万円の増であります。利用者負担額が高額になった場合に支給するサービス費を計上したものであります。

2目高額介護予防サービス費22万円は、前年度と同額であります。要支援の方を対象に

支給する高額サービス費を計上したものであります。

5項1目高額医療合算介護サービス費1,178万円は、前年度対比198万円の増であります。医療と介護の利用者負担額が高額になった場合に支給するサービス費を計上したものであります。

2目高額医療合算介護予防サービス費22万円は、前年度と同額であります。要支援の方を対象に支給する高額医療合算サービス費を計上したものであります。

6項1目市町村特別給付費1,430万円は、前年度対比皆増であります。紙おむつ支給に係る経費を計上したものであります。

7項1目特定入所者介護サービス費1億5,015万円は、前年度対比776万円の増であります。介護老人福祉施設などを利用した場合の食費及び居住費について、低所得者の負担軽減を図るため支給するサービス費を計上したものであります。

次のページをお開き願います。

2目特例特定入所者介護サービス費5万円は、前年度と同額であります。要介護認定前に施設などの食費及び居住費のサービスを利用した場合に支給するものであります。

3目特定入所者介護予防サービス費25万円は、前年度と同額であります。要支援の方が短期入所生活介護などを利用した場合の食費について、低所得者の負担軽減を図るため支給するサービス費を計上したものであります。

4目特例特定入所者介護予防サービス費5万円は、前年度と同額であります。要支援認定前に短期入所生活介護などの食費のサービスを利用した場合に支給するものであります。

3款基金積立金1項1目介護給付費準備基金

積立金50万円は、前年度と同額であります。預金利子などを介護給付費準備基金に積み立てるため計上したものであります。

4款地域支援事業費1項1目介護予防・生活支援サービス事業費(1号訪問、通所、生活支援)7,048万6,000円は、前年度対比2,355万4,000円の増であります。介護予防・日常生活支援総合事業に係る要支援者及び事業対象者を対象に訪問型、通所型サービスなどを実施するため、給付費などの事業費を計上したものであります。

2目介護予防ケアマネジメント事業費1,037万3,000円は、前年度対比113万円の減であります。介護予防・日常生活支援総合事業に係る介護予防ケアプラン作成相談業務などを地域包括支援センターに委託するための委託料として計上したものであります。

2項1目一般介護予防事業費2,103万6,000円は、前年度対比82万8,000円の増であります。一般高齢者を対象とした転倒予防教室などのほか、水中ストレッチ運動教室などを実施するための委託料などの事業費を計上したものであります。

次のページをお開き願います。

3項1目総合相談事業費1,090万3,000円は、前年度対比59万1,000円の増であります。高齢者の総合的な相談業務に関する事業を地域包括支援センターに委託する委託料及びコンピューターの借り上げ料を計上したものであります。

2目権利擁護事業費409万6,000円は、前年度対比4万6,000円の増であります。高齢者の権利擁護に関する事業を地域包括支援センターに委託する委託料を計上したものであります。

3目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費997万4,000円は、前年度対比228万4,000円の減であります。介護支援専門員などに対する個別相談や関係機関との協力支援体制を確立するための事業を地域包括支援センターに委託する委託料及び電算システム保守管理委託料を計上したものであります。

4目任意事業費767万3,000円は、前年度対比1,747万4,000円の減であります。認知症高齢者等見守り事業、配食サービス事業などの委託料などを計上したものであります。

5目在宅医療・介護連携推進事業費42万円は、前年度対比4万3,000円の増であります。在宅医療と介護の連携を推進するため、関係機関による研修会や市民公開講座などを開催する費用を計上したものであります。

6目生活支援体制整備事業費283万1,000円は、前年度対比280万円の増であります。高齢者の生活支援の体制整備に向け生活支援コーディネーターを配置するため、社会福祉協議会に支払う委託料などの経費を計上したものであります。

7目認知症総合支援事業費620万円は、前年度対比1万円の増であります。認知症地域支援推進員や認知症初期集中支援チームを設置するための委託料などを計上したものであります。

次のページをお開き願います。

8目地域ケア会議事業費26万円は、前年度対比皆増であります。サービス利用者の自立に向け、多職種協働でケアプランの点検・検討を行う自立型地域ケア会議の開催に係る経費を計上したものであります。

4項1目審査支払手数料40万円は、前年度

対比21万6,000円の増であります。地域支援事業費の請求審査手数料を計上したものであります。

5款公債費1項1目利子25万円は、前年度と同額であります。一時借入金の利子であります。

6款諸支出金1項1目第1号被保険者保険料還付金110万円は、前年度と同額であります。被保険者の資格喪失などに伴う保険料の還付金であります。

2目第1号被保険者還付加算金1万円は、前年度と同額であります。還付に伴う加算金であります。

3目償還金1万円は、前年度と同額であります。国庫支出金精算返還金であります。

7款予備費1項1目予備費93万2,000円は、前年度対比164万5,000円の減であります。予備費として計上したものであります。

次に、歳入について御説明申し上げます。

193ページ、194ページをお開き願います。

1款保険料1項1目第1号被保険者保険料7億9,434万6,000円は、前年度対比8,470万1,000円の増であります。第1号被保険者の保険料所得段階区分見込みにより計上したものであります。

1節現年度分特別徴収保険料7億4,414万8,000円は、第1号被保険者の年金から特別徴収する見込み額を計上し、2節現年度分普通徴収保険料4,869万8,000円は市が直接徴収する見込み額を、3節滞納繰越分普通徴収保険料150万円は、過年度における滞納繰越介護保険料の徴収見込額を計上したものであります。

2款使用料及び手数料1項1目督促手数料5万円は、前年度と同額であります。介護保険料徴収に係る督促手数料であります。

3款国庫支出金1項1目介護給付費負担金6億7,788万3,000円は、前年度対比2,229万5,000円の増であります。1節現年度分6億7,787万3,000円は、保険給付費に国の負担割合を乗じて計上したものであります。

2節過年度分1万円は、過年度精算分を存目程度計上したものであります。

2項1目調整交付金2億7,110万円は、前年度対比3,546万6,000円の増であります。1節現年度分2億7,109万円は、保険給付費の実績見込みにより計上したものであります。

2節過年度分1万円は、存目程度計上したものであります。

2目地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業2,557万3,000円は、前年度対比980万8,000円の増であります。1節現年度分2,556万3,000円は、介護予防・生活支援サービス事業費及び一般介護予防事業費に国の負担割合を乗じて計上したものであります。

2節過年度分1万円は、存目程度計上したものであります。

3目地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合以外地域支援1,630万5,000円は、前年度対比645万7,000円の減であります。1節現年度分1,629万5,000円は、包括的支援事業、任意事業に国の負担割合を乗じて計上したものであります。

2節過年度分1万円は、存目程度を計上したものであります。

4款支払基金交付金1項1目介護給付費交付金10億1,228万8,000円は、前年度対比747万2,000円の減であります。1節現年度分10億1,227万8,000円は、保険給付費に第2号被保険者の負担割合を乗じて計上したものであります。

2節過年度分1万円は、存目程度を計上したものであります。

2目地域支援事業支援交付金2,761万9,000円は、前年度対比554万8,000円の増であります。1節現年度分2,760万9,000円は、介護予防・生活支援サービス事業費及び一般介護予防事業費に第2号被保険者の負担割合を乗じて計上したものであります。

2節過年度分1万円は、存目程度計上したものであります。

次のページをお開き願います。

5款県支出金1項1目介護給付費負担金5億4,061万1,000円は、前年度対比1,255万1,000円の増であります。1節現年度分5億4,060万1,000円は、保険給付費に県の負担割合を乗じて計上したものであります。

2節過年度分1万円は、存目程度計上したものであります。

2項1目地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業1,278万6,000円は、前年度対比293万3,000円の増であります。介護予防・生活支援サービス事業費及び一般介護予防事業費に県の負担割合を乗じて計上したものであります。

2目地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合以外地域支援815万2,000円は、前年度対比322万9,000円の減であります。包括的支援事業・任意事業費に県の

負担割合を乗じて計上したものであります。

次に、6款財産収入1項1目利子及び配当金50万円は、前年度と同額であります。介護給付費準備基金の利子であります。

7款繰入金1項1目介護給付費繰入金4億6,995万2,000円は、前年度対比1,470万2,000円の増であります。1節現年度分4億6,994万2,000円は、保険給付費に市の負担割合を乗じて計上したものであります。

2節過年度分1万円は、存目程度計上したものであります。

2目地域支援事業繰入金、介護予防・日常生活支援総合事業1,278万6,000円は、前年度対比293万3,000円の増であります。介護予防・生活支援サービス事業費及び一般介護予防事業費に市の負担割合を乗じて計上したものであります。

3目地域支援事業繰入金、介護予防・日常生活支援総合以外地域支援815万2,000円は、前年度対比322万9,000円の減であります。包括的支援事業・任意事業費に市の負担割合を乗じて計上したものであります。

4目低所得者保険料軽減繰入金492万4,000円は、前年度対比45万6,000円の増であります。低所得者保険料軽減に係る繰入金を計上したものであります。

5目その他の一般会計繰入金8,123万5,000円は、前年度対比132万6,000円の減であります。職員人件費を含む事務費繰入金を計上したものであります。

2項1目介護給付費準備基金繰入金2,768万8,000円は、前年度対比4,368万円の減であります。介護給付費準備基金から繰入金を計上したものであります。

8款繰越金1項1目繰越金1万円は、前年度と同額であります。前年度繰越金であります。次のページをお開き願います。

9款諸収入1項1目第1号被保険者延滞金1万円は、前年度と同額であります。保険料に係る延滞金を存目程度計上したものであります。

2項1目預金利子1万円は、前年度と同額であります。預金利子を存目程度計上したものであります。

3項1目第三者納付金1万円は、前年度と同額であります。交通事故等の第三者の行為によって生じた納付金を存目程度計上したものであります。

2目雑入1万円は、前年度と同額であります。他市町村からの介護保険認定調査料などを存目程度計上したものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく願い申し上げます。

○中川とみ子委員長 これより質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出、一時借入金及び歳出予算の流用を一括して行います。

質疑、発言を許します。守岡委員。

○守岡 等委員 まず、保険料の問題ですけれども、本市の第7期介護保険事業計画の介護保険料、月額6,080円となりまして、第6期よりも12.2%増となっています。年金生活者の保険料負担はこれまで月額5,000円が限界だというふうに言われていましたので、かなり厳しい額かと思われま。県内13市でも上から5番目のランクとなっているようです。

保険制度なので、当然この利用者がふえれば保険料も上がるというこういう仕組みになっていることが要因かと思われまけれども、給付費の実績を見ると、第6期の平成27年度、平成28年度、平成29年度、平成29年度はま

だ年度途中なのであれですけれども、平成27年度から平成28年度の推移を見ると、居宅介護サービス、施設サービス、介護予防サービスなどは、全て減少しているわけです。地域密着型と地域密着型介護予防サービスはふえているようなんですけれども、介護保険制度が始まって以来初めてこの給付費が減少したということで、その減少の要因についてはまた別の機会で議論したいと思うんですけれども、こういう給付が減っている状況の中でこの保険料が12.2%も上がる、その要因についてお示してください。

○中川とみ子委員長 健康推進課長。

○尾形俊幸健康推進課長 給付費の見込みが減っているということでございますけれども、平成29年度の今の状況でございますが、前年度の同時期と対比しまして約4.3%ほど伸びているという状況でございます。

平成28年度につきましては、認定者数が初めて前年度を下回ったということで、また総合事業に移行したという部分もありまして、給付費全体としては対前年比を若干下回ったという状況でございますが、それ以外の状況を見ますと、やはり給付費については3ないし5%、多い年ですと6%ほど伸びているという状況がございますので、高齢化率も高くなっているという状況を踏まえすと、やはりその部分について給付費は伸びていくだろうということで、まず保険料がふえているという大きな要因の一つということでもあります。

また、もう一点につきましては、国の制度におきまして事業計画、3年ごと、国で立てるような計画になっているわけですけれども、それに合わせまして、現役世代といいますか、第2号の被保険者、40歳以上64歳までの方の保

険料と65歳以上の第1号被保険者の負担割合が、今回の改正で1%高齢者側のほうにふえているという状況でございます。上山市のように被保険者1万1,000人ぐらいの規模でございますので、そういった給付認定者もふえてきて給付費がふえる中で、1%の負担割合が変更になったという部分について、結構大きな影響を受けているという部分であります。

あと、最後にもう一点としましては、市町村特別給付という形で今回紙おむつの支給を計上させていただきましたが、そちらについても第1号の被保険者のほうで、保険料のほうで見るということになりますので、その部分についても増加の要因になっているかと思えます。

○中川とみ子委員長 守岡委員。

○守岡 等委員 平成29年度、前年比で上回っているということで了解しましたけれども、それでもやはり5%強、給付に対して保険料が12.2%とはちょっと多いのかという気がします。

一方で、今度はサービス提供体制がどうなるかという問題で、特別養護老人ホームなどの施設体系については第7期の計画では整備しないということなんですけれども、先週も私のところに相談がありまして、これまで母親を一人で介護していたんですけれども、認知症が進んでもう限界だということで、特別養護老人ホームに入所希望を出したんですけれども、やはりもう数年待ちだという状況で、何とか小規模多機能型のところで対応してもらったんですけれども、そちらのほうはやはり利用料が高くてとても母親の年金では払えないということで、息子さんも非正規の雇用という経済状況だったんですけれども、やはり特別養護老人ホームが必要だと、何とか入れないかという相談

でした。

今要介護5の方が250人いらっしゃるということを資料で確認しましたがけれども、そのうち在宅で介護をしている方、特別養護老人ホーム入所が必要な緊急性のある方、相当数いらっしゃるかと思えますけれども、やはりこの方たちの基本的な人権というものを保障するためにも特別養護老人ホームの整備が必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○中川とみ子委員長 健康推進課長。

○尾形俊幸健康推進課長 要介護5の認定者の状況でございますけれども、約240名のうち、在宅というのが90名ほどというふうになっておりますが、そのうちショートステイなどを利用していたり、また入院などを行っている方というようなことで、住所が在宅のままという方も相当数いまして、実数としては三十名程度の数なのかというふうに思っております。

また、ちょっと調査の時点は少し前になるんですけれども、在宅の要介護5の方で特別養護老人ホームに申し込んでいる方の数というのは6名ということで把握していたところでございます。

そういった状況で、緊急性の高い人の部分の状況と、市内の特別養護老人ホームとか周辺の自治体、山形市などの特別養護老人ホームの市内の方の利用者の出入りの状況を見ますと、第7期に関しては何とか可能になってくるのではないかという判断をさせていただいているところでございます。

○中川とみ子委員長 守岡委員。

○守岡 等委員 やはり今市民の間では、そう簡単に特別養護老人ホームは入れないと、最初から諦める方も相当数いると思えます。

今回国のほうでは、特別養護老人ホームとは

別に、長期的な医療と介護のニーズをあわせ持つ高齢者の介護ということで、新たな施設体系としてこの介護医療院というものが創設されておるようなんですけれども、これに対する本市での見通しについてお聞かせください。

○中川とみ子委員長 健康推進課長。

○尾形俊幸健康推進課長 介護医療院につきましては、村山地域、村山管内の中で、医療機関のほうで1カ所転換を予定しているというふうには聞いております。

ただ、市内の医療機関、病院等の中で新設とか転換をするという動きというのは今のところないという状況でございます。

○中川とみ子委員長 守岡委員。

○守岡 等委員 なかなかやはり施設体系というのは厳しい状況にあるというふうに理解しました。

それで、じゃあ在宅のほうはどうかということで、これからこの在宅でみとるということはふえるかと思うんですけれども、内閣府の調査でも最期、人生の最期を在宅で迎えたいという方が55%いらっしゃるそうです。やはりこの住みなれた地域、環境で、最期を家族に囲まれながら迎えたいという、これは人間のやはり自然な願望だと思います。

国のほうでも、医療費抑制の観点から、この地域包括ケアシステムということで、在宅でのみとりを推奨しているようですけれども、それに対しては、本市でこの在宅でみとりを行う体制整備が果たして十分かどうかという問題です。

今、在宅でのみとりというのは全国平均で13.0%というふうに伺っておりますけれども、本市でのみとりの状況はどうなっていますか。

○中川とみ子委員長 健康推進課長。

○尾形俊幸健康推進課長 本市でのみとりの状

況については把握していない状況でございます。

なお、県のほうがみとりを実施した医療機関等に対して調査を進めているというふうな情報は聞いておりますが、まだ公表はされていない状況でございます。

○中川とみ子委員長 守岡委員。

○守岡 等委員 当然この在宅みとりというのは今後の課題になると思いますので、問題はこの24時間対応が可能な診療所、医療機関とか、あるいは訪問看護ステーションだとか、あるいは看護小規模多機能型居宅介護というやつ、それこそこの整備が必要になろうかと思うんですけども、第7期の事業計画で、こうした在宅みとりの体制整備という点ではどういった方針になっているのでしょうか。

○中川とみ子委員長 健康推進課長。

○尾形俊幸健康推進課長 第7期でみとり対応というふうな部分については、直接的に対応という部分では記載になっておりませんが、委員おっしゃるように今後在宅でのみとりというふうな方向性も、国のほうの動きの中でふえてくるのが想定されております。

ただ、現在の状況でございますが、市内の訪問看護ステーションの中で24時間対応しているところはないという現状でございます。ただ、緊急のみとりについては一部の訪問看護ステーションのほうで対応するというふうに話を聞いておまして、それ以外については山形市内等からの訪問看護ステーションの事業所が入っているという状況でございます。

実数的には、今現在ではそんなに多くはないような状況でございますけれども、今後の需要等を踏まえまして、在宅医療と介護の連携の推進会議というようなことで、医療機関、薬剤師会、医師会、訪問看護ステーション等々の方々

で構成している会議もございますので、そういった中でいろいろな、どういう取り組みができるかという部分を引き続き検討しながら、次期以降の対策等で、その辺の対応を含めて検討していかなければいけないというふうに考えているところでございます。

○中川とみ子委員長 守岡委員。

○守岡 等委員 ぜひそういう方向でお願いしたいと思います。

施設も入れない、在宅もまだ不十分だという状況で、やはり保険料だけがこの12%に上がるという、やはり市民の感情から言わせれば非常に、そういう思いを馳せる必要があると思いますので、そうした市民感情に即した今後の対応をお願いしたいと思ひまして、質問を終わります。

○中川とみ子委員長 ほかに質疑はございませんか。井上委員。

○井上 学委員 私も保険料のことについて質疑させていただきたいと思ひます。

この第7期計画をつくるに当たってとられたアンケートで、保険料と介護サービスのあり方についてあなたの御意見に近いものというふうなことで回答、多い順から、保険料が多少高くても給付されるサービスが充実していればよいという方が47%、給付されるサービスを多少抑えても保険料が低いほうがよいという方が46%、ほぼ半々というような認識で、保険料は上げてほしくないという市民の方が半分いるのだと私は理解しました。

そういった中で、今回は保険料値上げになるわけですが、対応として、1億9,000万円ある基金を3年間で1億6,000万円取り崩しかいいうふうなことで、なるべく上昇を下げようという努力は認めつつなんですが、

やはり保険料は上げてほしくないという市民の声をどうにか実現できないかという観点で、ちょっと市長にお聞きしたいと思います。

やはり、保険料が高くなったという部分に関しては、国の国庫負担率が25%というふうなところで、これを5割まで引き上げれば保険料の部分に関しては何とかなるのか。これは言うてすぐになるものではないので、今後そういった取り組みを強めていただきたいという点と、あと全国自治体でやっているところは少ないらしいんですけども、一般会計からの法定外繰り入れを行って保険料を抑制する、こういった手も市民の声に応える方法ともなると思うのですが、その辺について市長、できないかお聞かせください。

○中川とみ子委員長 市長。

○横戸長兵衛市長 保険料については、できるだけ安くということは、この介護保険だけではなくていろいろな保険料に言えることだと思います。

ただ、やはりある程度といいましょうか、水準を維持してサービスをしていくというからには、やはりそれなりの財源というのは必要なわけがございますし、その財源構成の中でやはり介護保険料も一つの財源だということでございますので、我々もできるだけ上げないといいましょうか、そういう努力はしてきたつもりでございますし、またそういう意味におきましては国の方針に沿った在宅のほうにも力を入れているというようなこともございますし、総合的な施策の判断の中でやむを得ずということがあったわけでございます。

それともう一つ、法定外ということでございますが、やはりこれについても、基本的には法定外からの持ち出しはしないということでござ

います。それは、やはりそうしますと、じゃあどの程度になったら法定外になるのかと、今度いろいろなほかの保険料といいましょうか、そういうところに関連してくる部分もございませう。それはやはりできるだけそういった法定内の中でいわゆる負担が可能といいましょうか、できるだけ負担、重い負担にするというように感じないような方法を今後考えていかねばというふうに思っています。

○中川とみ子委員長 井上委員。

○井上 学委員 法定外繰り入れのことに關しては、やはり考え方が、市長はほかのところからというふうな観点、私はやはり市民の意思をというふうな観点で違うというふうなところで、なかなかそこは議論でも詰めていけないのかと思うところです。

こういった中なので、私はこの保険料を値上げなさるといふふうなこの予算に対しては承服しかねるといふことを申し上げたいと思います。

次に、1款3項の部分で、ここ何年来議論させていただいている障害者特別控除対象者認定のことについて、また再度議論させていただきたいと思います。

平成29年度の予算の議論の中では、山形市、天童市のように対象者全員に交付するというのではなく、まずは今後認定なされた方にそういった障害者控除の制度があるということを知らせていくというふうなことだったんですが、その点どう取り組まれて、成果というか、あったのかお示してください。

○中川とみ子委員長 健康推進課長。

○尾形俊幸健康推進課長 特別障害とか障害者控除の取り扱いについてでございますけれども、委員おっしゃるとおり平成29年度予算でも議論になったかと思いますが、それを踏まえまし

て、認定結果の通知をする際にこういった、対象になる方が全員ということではございませんけれども、一応こういう制度がありますということで、まずチラシは同封させていただきました。

そのことによりまして、全然対象にならない方も含めましていろいろな問い合わせとかもふえておりますし、窓口申請なさる方も平成28年度よりはふえているような状況でございます。

○中川とみ子委員長 井上委員。

○井上 学委員 そういった取り組みが、成果が出てきているのかという認識を受けました。

多分なんですけれども、これ新たに認定になった方に対してということで、平成29年度予算の際にお聞きした大体の対象者が1,800人ぐらいいるという方、全員にこの案内を出したわけではないかとは思いますが、なので、ぜひその部分の方にも出せば、まだその効果という部分が上がって、障害者の控除という部分で申請なされる方がふえるかと思うんですが、そういった取り組み、平成30年度に向けてしていただけないかどうかお聞かせ願います。

○中川とみ子委員長 健康推進課長。

○尾形俊幸健康推進課長 基本的には更新時期とか、新規認定で認定がおりた時点で通知を出すときに同封させていただいておりますので、対応しているつもりでございます。

○中川とみ子委員長 井上委員。

○井上 学委員 了解しました。

そういった中で、やはり貴重なというか、市民の方から私聞いたんですけれども、問い合わせがあつて、やはりその介護に関して控除になる部分はないのかという、市で独自につくれないというふうなことも言われたんですけれども、

それは難しいのでこういったものもありますということで説明をしたら、その方自身は所得の関係で控除という部分はあれだったんですけれども、でもその家族の方に節税というか、そういったつけかえとかをして、考えるかというふうなこともおっしゃっていましたので、ぜひ対象者、そんなにないんだっていう感覚ではなくて、もしその案内でもできれば、その辺も説明できるような対応をお願いしたいんですけれども、どうでしょうか。

○中川とみ子委員長 健康推進課長。

○尾形俊幸健康推進課長 まず、通知を踏まえて、問い合わせ等があつた場合については窓口も含めまして丁寧な対応に努めてまいります。

○中川とみ子委員長 井上委員。

○井上 学委員 了解しました。

市長も、手続をも含め負担にならないような制度、そういうものはやっていくべきだというふうな、平成29年での答弁をいただいておりますので、ぜひ平成30年度も引き続きそういった対応をお願いしたいと思います。

○中川とみ子委員長 ほかに質疑はございませんか。棚井委員。

○棚井裕一委員 保険給付費が伸びると予想される中で、居宅介護福祉用具購入費、住宅改修費、平成29年度予算額よりも減というふうになっておりますけれども、その根拠、及び介護予防サービス給付費、これも大幅に減少されておりますけれども、減となっておりますけれども、その根拠をお示してください。

○中川とみ子委員長 健康推進課長。

○尾形俊幸健康推進課長 まず、福祉用具購入費及び住宅改修費の部分でございますけれども、こちらにつきましては、はっきり申し上げまし

で年度ごとで大分ばらつきがあるという状況でございます。ですので、ある程度の期間を平均して今回の事業計画の中では見させていただいたということで、結果としてマイナスになったという部分があったと。

ですので、前回の計画の時点ではもっと利用している方も多かったという状況があって、こればかりは全ての方が利用するということではございませんので、そういった対応をとらせていただいているという部分でございます。

また、介護予防サービス給付費の部分でございますが、こちらにつきましては総合事業のほうにデイサービスとかヘルパーの事業の部分について完全に移行しましたので、その部分が逆に4款の総合地域支援事業のほうに増額になっているという関係でございます。

○中川とみ子委員長 棚井委員。

○棚井裕一委員 今回の御説明によりますと、福祉用具及び住宅改修、予防サービスに、全てにおいて給付費自体の、サービス自体の減少というものではないというふうに理解してよろしいんですね。

○中川とみ子委員長 健康推進課長。

○尾形俊幸健康推進課長 単純に利用が減ったということではなくて、制度的な変更と、あと年度によるばらつきがあるサービスだということで御理解いただきたいと思えます。

○中川とみ子委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 質疑はないものと認めます。

以上で、議第10号議案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 討論なしと認めます。

採決いたします。

議第10号平成30年度上山市介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 御異議がありますので、起立により採決いたします。

議第10号平成30年度上山市介護保険特別会計予算について、原案のとおり可決すべきものに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中川とみ子委員長 起立多数。

よって、議第10号平成30年度上山市介護保険特別会計予算は原案のとおり可決すべきものと決しました。

~~~~~  
議第11号 平成30年度上山市  
浄化槽事業特別会計  
予算

○中川とみ子委員長 次に、議第11号平成30年度上山市浄化槽事業特別会計予算を議題といたします。

当局の説明を求めます。上下水道課長。

〔秋葉和浩上下水道課長 登壇〕

○秋葉和浩上下水道課長 命によりまして、議第11号平成30年度上山市浄化槽事業特別会計予算について御説明申し上げます。

213ページをお開き願います。

平成30年度上山市の浄化槽事業特別会計の予算は、次に定めるところによるものでありま

す。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,590万円と定めるものであります。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によるものであります。

次に、「第1表歳入歳出予算」の説明であります。重複説明を避けるため、事項別明細書の歳出から御説明申し上げますので、222ページ、223ページをお開き願います。

1款浄化槽事業費1項1目浄化槽管理費1,026万7,000円は、前年度対比65万1,000円の増であります。市管理浄化槽の修繕費、保守点検や清掃に係る委託料などを計上するものであります。

2款公債費1項1目元金371万円は、前年度対比7万9,000円の増であります。市債の償還元金を計上するものであります。

2目利子175万円は、前年度対比7万8,000円減であります。市債の利子を計上するものであります。

3款予備費1項1目予備費17万3,000円は、前年度対比5万2,000円の減を計上するものであります。

次に、歳入について御説明申し上げますので、220ページ、221ページにお戻り願います。

1款使用料及び手数料1項1目浄化槽使用料921万円は、前年度対比15万円の減であります。浄化槽使用料の見込みを計上するものであります。

2項1目督促手数料1万円は、前年度と同額で、存目程度を計上するものであります。

2款繰入金1項1目繰入金666万円は、前年度対比75万円の増であります。一般会計

繰入金を計上するものであります。

3款繰越金1項1目繰越金1万円、4款諸収入1項1目市預金利子1万円は、前年度と同額で、存目程度を計上するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく願います。

○中川とみ子委員長 これより質疑に入ります。質疑は、歳入歳出を一括して行います。質疑、発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 質疑はないものと認めます。

以上で、議第11号議案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 討論なしと認めます。採決いたします。

議第11号平成30年度上山市浄化槽事業特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 御異議なしと認めます。よって、議第11号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

この際、10分間休憩いたします。

午前10時53分 休憩

午前11時03分 開議

○中川とみ子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議第12号 平成30年度上山市



## 施設貸付事業特別会計 予算

○中川とみ子委員長 次に、議第12号平成30年度上山市施設貸付事業特別会計予算を議題といたします。

当局の説明を求めます。財政課長。

[金沢直之財政課長 登壇]

○金沢直之財政課長 命によりまして、議第12号平成30年度上山市施設貸付事業特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書の224ページをお開き願います。

平成30年度上山市の施設貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによるものであります。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,600万円と定めるものであります。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によるものであります。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000万円と定めるものであります。

次に、第1表歳入歳出予算の説明であります。重複説明を避けるため、事項別明細書で御説明申し上げます。

最初に、歳出から御説明申し上げますので、233ページ、234ページをお開きください。

最初に、1款施設貸付事業費であります。1項施設貸付事業費1目総務管理費は2,460万円で、前年度対比994万円の減であります。一般管理費で、勝馬投票券払い戻し資金としての株式会社ニュートラックかみのやまへ

の貸付金について、自己資金等で調達する方向に変えてきていることから減額するものなどで、そのほか施設貸し付けに係る総務的経費、消費税を措置するものであります。

2目施設管理費は281万円で、前年度対比200万円の増であります。施設管理費で、飯館場外発売所の施設及び設備の警備や保守に要する経費のほか、ニュートラックいいたての処分に向けて不動産鑑定評価を実施する経費を措置するものであります。

2款1項1目基金積立金は40万円で、前年度対比10万円の減であります。施設貸付事業施設整備等基金利子の基金積立金を措置するものであります。

なお、平成29年度末の基金の残高は2億2,300万円ほどと見込んでおります。

3款1項公債費1目元金は2,619万2,000円で、前年度対比2,041万7,000円の減であります。ニュートラックいいたて建設に係る市債の償還元金であります。

なお、平成30年度で起債の償還は終了いたします。

2目利子は55万5,000円で、前年度対比77万9,000円の減であります。市債利子及び一時借入金利子であります。

4款1項1目予備費は144万3,000円で、前年度対比23万6,000円の増とするものであります。

次に、歳入について御説明申し上げますので、前に戻りまして、231ページ、232ページをお開きください。

1款財産収入1項財産運用収入1目財産貸付収入は、227万4,000円で、前年度対比1,569万6,000円の減であります。早い時期にニュートラックいいたての公売によ

る処分を行いたいと考えておりますので、除染作業用事務所としての土地建物貸付料を減額して計上したものであります。

2目利子及び配当金は40万円で、前年度対比10万円の減であります。施設貸付事業施設整備等基金の利子を計上したものであります。

2款繰入金1項1目基金繰入金は3,200万円で、前年度対比300万円の減であります。施設整備等基金からの取りくずしを措置するものであります。

3款1項1目繰越金は130万円で、前年度対比20万円の減であります。前年度繰越金を計上したものであります。

4款諸収入1項1目市預金利子は1万円で、前年度と同額であります。歳計現金預金利子を計上したものであります。

2項貸付金元利収入1目勝馬投票券払戻資金貸付金元利収入は2,000万8,000円で、前年度対比1,000万4,000円の減であります。勝馬投票券払戻資金貸付金の返還金とその利子を計上したものであります。

3項1目雑入は8,000円で、前年度と同額であります。拾得物満期分を計上したものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

**○中川とみ子委員長** これより質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出及び一時借入金を一括して行います。

質疑、発言を許します。谷江委員。

**○谷江正照委員** ニュートラックいいたての公売についてお伺いします。

除染作業の基地として使われている部分であります。この公売に当たりまして、その後東電からの補償などはどのような形になるのでし

ょうか。

**○中川とみ子委員長** 財政課長。

**○金沢直之財政課長** ただいま、けさほどの新聞にも載っていたかと思いますが、福島県内での補償の交渉についてようやく少し進んでいるような状況で、本市のニュートラックいいたてに対する補償交渉につきましては、平成29年末ぐらいにあと2年分の営業補償で営業補償を終わらせてもらいたい、財物についてはまだ交渉のめどが立たないというようなことで話がありまして、上山市としては建物の資産分も合わせた形で、総額での補償でなければ2年分でオーケーという返事はできないというような回答をしている状況で、今後どのようになるかまだ時期等、あと金額等についてめどが立っていない状況ではございますが、ニュートラックいいたての起債の償還が終わった時点で、これ以上維持管理経費を市で負担することは避けたいというようなことで考えております。

**○中川とみ子委員長** 谷江委員。

**○谷江正照委員** この現在福島で大変なことが起こっており、除染の作業に携わる方々も大変な苦勞をしていらっしゃると思いますが、その基地となるところを今回貸し出さなければいけなくなるということではございますが、その現場の方に、直接の関係ではないのではございますが、現場の方にふぐあい、不便ということは、この土地に関しましては起きることはないでしょうか。

**○中川とみ子委員長** 財政課長。

**○金沢直之財政課長** 実は、除染の建物の貸し付けにつきましては、例年1月、2月ぐらいまで、次の年の借り入れを、建物を借りるかどうか、国のほうの予算とか除染計画がわからないうちは申し込みできないというふうに言われて

しまうものですから、今回につきましても2月ぐらいからようやく新年度、平成30年度も貸してもらいたいというような話が出てきている状況です。

私どもといたしましては、まず一番大きな面積の部分については公売を目指したい。余り面積が大きくないほうの駐車場については公売が難しい可能性もあるということで、こちらについては飯館村などとも協議をしたいというようなことで考えておりますので、そちらを貸すことは可能であるというような形でお話をしております、全くJV業者のほうに不便がないということではないと思いますが、可能な限り便宜を図りたいと考えております。

○中川とみ子委員長 谷江委員。

○谷江正照委員 よろしく願いいたします。

約12億円ぐらいかかって設置したもので、10年営業したところかとは思いますが、市民の財産でもありましたが、ぜひよい形で決着ができるように鋭意努力をお願いいたします。

○中川とみ子委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 質疑はないものと認めます。

以上で、議第12号議案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 討論なしと認めます。

採決いたします。

議第12号平成30年度上山市施設貸付事業特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、議第12号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

~~~~~  
**議第13号 平成30年度上山市
後期高齢者医療特別
会計予算**

○中川とみ子委員長 次に、議第13号平成30年度上山市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

当局の説明を求めます。健康推進課長。

〔尾形俊幸健康推進課長 登壇〕

○尾形俊幸健康推進課長 命によりまして、議第13号平成30年度上山市後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書の235ページをお開き願います。

平成30年度上山市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによるものであります。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億3,700万円と定めるものであります。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によるものであります。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定めるものであります。

次に、第1表歳入歳出予算の説明でございしますが、重複説明を避けるため、事項別明細書により御説明申し上げます。

歳出から御説明いたしますので、246ペー

ジ、247ページをお開き願います。

1款総務費1項1目一般管理費314万1,000円は、前年度対比3万7,000円の増であります。被保険者証の郵送料、コンピューターシステムの保守業務委託料などの管理経費を計上したものであります。

2項1目徴収費189万7,000円は、前年度対比17万6,000円の減であります。保険料通知書の郵送料、使用料及び賃借料を計上したものであります。

2款後期高齢者医療広域連合納付金1項1目後期高齢者医療広域連合納付金4億2,913万7,000円は、前年度対比3,775万6,000円の増であります。保険料等負担金などの納付金を計上したものであります。

3款公債費1項1目利子10万円は、前年度と同額であります。一時借入金の利子を計上したものであります。

4款諸支出金1項1目還付加算金1万円は、前年度と同額であります。保険料の還付加算金を計上したものであります。

2目過誤納還付金100万円は、前年度と同額であります。過年度に納付された保険料の還付金を計上したものであります。

5款予備費1項1目予備費171万5,000円は、前年度対比61万7,000円の減であります。予備費として計上したものであります。

次に、歳入について御説明申し上げます。

242ページ、243ページをお開き願います。

1款後期高齢者医療保険料1項1目特別徴収保険料2億4,629万1,000円は、前年度対比3,135万6,000円の増であります。被保険者数及び軽減措置等を勘案して計

上したものであります。

2目普通徴収保険料5,997万5,000円は、前年度対比744万7,000円の増であります。1節現年度分5,966万6,000円は、普通徴収者の軽減措置等を勘案して計上し、2節滞納繰越分30万9,000円は収納見込み額を計上したものであります。

2款使用料及び手数料1項1目督促手数料5万円は、前年度と同額であります。後期高齢者医療保険料の徴収に係る督促手数料であります。

3款繰入金1項1目事務費繰入金1,905万4,000円は、前年度対比205万3,000円の増であります。広域連合の事務費負担に係る繰入金を計上したものであります。

2目保険基盤安定繰入金1億380万7,000円は、前年度対比310万円の減であります。保険料の軽減措置に対する繰入金として計上したものであります。

3目その他繰入金726万3,000円は、前年度対比75万6,000円の減であります。一般管理費及び徴収費等の経費に対する繰入金として計上したものであります。

4款繰越金1項1目繰越金1万円は、前年度と同額であります。前年度繰越金を計上したものであります。

5款諸収入1項1目延滞金1万円は、前年度と同額であります。保険料に係る延滞金を存目程度計上したものであります。

2項1目還付加算金1万円は、前年度と同額であります。保険料の還付加算金として広域連合からの歳入を計上したものであります。

2目保険料還付金50万円は、前年度と同額であります。広域連合からの保険料還付金を計上したものであります。

3項1目預金利子1万円は、前年度と同額ですが、預金利子を存目程度計上したものであります。

次のページをお開き願います。

4項1目雑入2万円は、前年度と同額ですが、広域連合の事務費負担金に係る決算剰余金等を計上したものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願ひ申し上げます。

○中川とみ子委員長 これより質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出及び一時借入金を一括して行います。

質疑、発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 質疑はないものと認めます。

以上で、議第13号議案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 討論なしと認めます。

採決いたします。

議第13号平成30年度上山市後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 異議なしと認めます。

よって、議第13号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

~~~~~  
**議第14号 平成30年度上山市  
産業団地整備事業特別  
会計予算**

○中川とみ子委員長 次に、議第14号平成30年度上山市産業団地整備事業特別会計予算を議題といたします。

当局の説明を求めます。商工課長。

〔富士英樹商工課長 登壇〕

○富士英樹商工課長 命によりまして、議第14号平成30年度上山市産業団地整備事業特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書の250ページをお開き願います。

平成30年度上山市の産業団地整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによるものであります。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億8,500万円と定めるものであります。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によるものであります。

地方債、第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」によるものであります。

一時借入金、第3条地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5億8,500万円と定めるものであります。

次に、第1表歳入歳出予算の説明であります。重複説明を避けるため、事項別明細書で御説明申し上げます。

最初に歳出から御説明申し上げますので、260ページ、261ページをお開きください。

1款1項1目産業団地整備事業費は5億8,016万円で、前年度対比5億16万円の増で

ありますが、産業団地の全体面積約9.2ヘクタールのうち、NEXC O東日本がアスファルトプラント用地として使用している土地を除いた約4.2ヘクタールに係る経費として、開発許可申請時に必要な県証紙代、工事監督支援業務委託料、造成に係る工事費、整備エリアの土地購入費、水道布設等工事負担金などを計上し、農業用水パイプライン等の移設のための工事負担金は、全体計画に係る必要額を計上するものであります。

2款1項公債費1目利子は145万円で、前年度対比135万円の増であります。市債利子及び一時借入金利子を計上するものであります。

3款1項1目予備費は339万円で、前年度対比249万円の増を計上するものであります。

次に、歳入について御説明申し上げますので、前に戻りまして、258ページ、259ページをお開きください。

1款財産収入1項財産売払収入1目不動産売払収入は980万円で、前年度対比120万円の減であります。産業団地分譲による土地売払収入を計上するものであります。

2款1項市債1目産業団地整備事業債は5億7,520万円で、前年度対比5億520万円の増であります。起債対象外経費を除き100%充当することとし、計上するものであります。

次に、第2表地方債について御説明申し上げますので、253ページをお開きください。

第2表地方債であります。起債の目的は産業団地整備事業で、限度額は5億7,520万円とするものであります。

起債の方法につきましては、普通貸借又は証券発行によるものとし、利率につきましては、

借入先との協定によるものであります。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とするものであります。

償還の方法につきましては、借入先の融資条件によるものとし、ただし、財政上の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができるものでもあります。

以上で説明を終わりますが、よろしく願い申し上げます。

**○中川とみ子委員長** これより質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出、地方債及び一時借入金を一括して行います。

質疑、発言を許します。大沢委員。

**○大沢芳朋委員** 新産業団地整備事業ということですが、2日前も企業誘致に関しましてお話をさせていただきました。山形銀行と企業誘致に関して連携していくと、締結したということでした。

ちょっと私、漠然として、その中身を、どういった協力体制をしていくのか、お話しできる範囲で構いませんので、ぜひ企業誘致推進室長の副市長のほうから御答弁を願いたいと思います。

**○中川とみ子委員長** 副市長。

**○塚田哲也副市長** 平成30年1月23日に連携協定ということで追加変更協定を締結させていただきました。

協定の目的は企業誘致に関することということでございまして、じゃあ具体的に何をやるのかというのをお尋ねかと思えます。

私どもが今銀行とお話をさせていただいている中では、銀行のネットワークを活用させていただきまして、まず企業の投資情報をいただく

ということ。

それから、我々のほう、当然その産業団地を整備するということを、銀行のネットワークを活用させていただいて発信いただくということを想定しております。

もう一点は、これは12月に先生からも御指摘いただきましたけれども、代行方式、そういった産業団地の整備手法については、これも少し、金融機関ですので、これは市長からもあったかと思えますけれども、直接のデベロッパーとかに出向されている方もいらっしゃるということもありまして、そういった開発手法についてもちょっと勉強させていただくというような連携の中身で今現在進んでいるというところでございます。

○中川とみ子委員長 大沢委員。

○大沢芳朋委員 市長、一生懸命今総合的に、上山市のためにいろいろな政策をしていただいているところでございます。大変ありがたいと思っております。

また、この産業団地、やはりうまくいくと、市民の方も今どうなるんだろうというふうに思っているところが多分でございます。ぜひ成功できるように御期待申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

○中川とみ子委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 質疑はないものと認めます。

以上で、議第14号議案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 討論なしと認めます。

採決いたします。

議第14号平成30年度上山市産業団地整備事業特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、議第14号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

~~~~~  
**議第15号 平成30年度上山市
水道事業会計予算**

○中川とみ子委員長 最後に、議第15号平成30年度上山市水道事業会計予算を議題といたします。

当局の説明を求めます。上下水道課長。

〔秋葉和浩上下水道課長 登壇〕

○秋葉和浩上下水道課長 命によりまして、議第15号平成30年度上山市水道事業会計予算について御説明申し上げますので、予算書の1ページをお開き願います。

総則、第1条、平成30年度上山市水道事業会計の予算は、次に定めるところによるものであります。

業務の予定量、第2条、業務の予定量は、次のとおりとするものであります。(1) 給水戸数1万600戸、(2) 年間給水量365万立方メートル、(3) 1日平均給水量1万立方メートル、(4) 主な建設改良事業、配水管布設替工事等。

収益的収入及び支出、第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めるものであります。

収入、第1款水道事業収益を8億1,900万円とするものであります。内訳は、第1項営業収益7億5,717万円、第2項営業外収益6,180万円などであります。

支出、第1款水道事業費用を8億800万円とするものであります。内訳は、第1項営業費用7億6,390万円、第2項営業外費用4,370万円などであります。

資本的収入及び支出、第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めるものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億5,400万円は、過年度分損益勘定留保資金6,074万4,000円、当年度分損益勘定留保資金1億6,325万6,000円、減債積立金3,000万円で補填するものであります。

収入、第1款資本的収入は1億7,600万円とするものであります。内訳は、第1項企業債6,000万円、第4項工事負担金8,525万円、第6項国庫補助金1,820万円などであります。

2ページをごらん願います。

支出、第1款資本的支出は4億3,000万円とするものであります。内訳は、第1項建設改良費3億7,936万1,000円、第2項企業債償還金5,063万9,000円であります。

債務負担行為、第5条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定めるものであります。

事項は、水道事業子育て世帯補助金で、平成31年度から平成35年度の期間で、平成31年1月から補助終了月までの間に支払う水道料金の2分の1相当額の累計額を限度額とするも

のであります。

企業債、第6条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定めるものであります。

起債の目的は上水道事業で、限度額を6,000万円とし、起債の方法につきましては普通貸借又は証券発行で、利率につきましては借入先との協定によるものであります。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とするものであります。

償還の方法につきましては、借入先の融資条件によるものであります。ただし、財政上の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができるものとするものであります。

一時借入金、第7条、一時借入金の限度額は、2億円と定めるものであります。

予定支出の各項の経費の金額の流用、第8条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めるものであります。

(1) 営業費用と営業外費用の間、(2) 建設改良費と企業債償還金の間。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第9条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬとするものであります。

(1) 職員給与費7,355万7,000円、(2) 交際費2万円。

たな卸資産購入限度額、第10条、たな卸資産の購入限度額は1,000万円と定めるものであります。

次は実施計画であります。重複説明を避けるため実施計画明細書で御説明申し上げますので、16ページ、17ページをお開き願います。

初めに、収益的収入及び支出の収入について御説明申し上げます。

1款水道事業収益8億1,900万円は、前年度対比1,200万円の減を予定するものであります。

1項営業収益7億5,717万円は、前年度対比438万6,000円の減を予定するものであります。

1目給水収益7億2,568万8,000円は、前年度対比450万円の減であります。水道料金を見込み計上するものであります。

2目一般会計負担金1,390万円は、前年度対比77万6,000円の増であります。小倉簡水減価償却費相当額などの負担金を計上するものであります。

3目受託工事収益1万円は、存目程度を計上するものであります。

4目その他営業収益342万7,000円は、前年度対比8万7,000円の減であります。給水装置工事に係る検査や開閉栓などの手数料を計上するものであります。

5目受託金1,414万5,000円は、前年度対比57万5,000円の減であります。下水道使用料徴収事務受託金を計上するものであります。

2項営業外収益6,180万円は、前年度対比761万4,000円の減であります。1目受取利息及び配当金30万円は預金利息を計上するもので、2目長期前受金戻入6,139万円は、固定資産の減価償却費に対する戻入額を計上するものであります。

3目雑収益11万円は、存目程度を計上する

ものであります。

3項特別利益3万円は、前年度対比同額であります。1目固定資産売却益1万円、2目過年度損益修正益1万円、3目その他特別利益1万円は、存目程度を計上するものであります。

次のページをお開き願います。

支出の1款水道事業費用8億800万円は、前年度対比2,000万円の減を予定するものであります。

1項営業費用7億6,390万円は、前年度対比1,708万7,000円の減を予定するものであります。

1目原水及び浄水費3億4,435万円は、前年度対比3,814万9,000円の減であります。各施設の修繕費、ポンプなどの動力費、電気計装設備管理などの委託料、受水費のほか、職員人件費などを計上するものであります。

2目配水及び給水費8,041万7,000円は、前年度対比411万2,000円の増を予定するものであります。漏水修理などの修繕費、補修用材料費、漏水調査などの委託料のほか、職員人件費などを計上するものであります。

3目受託工事費は、前年度対比同額の13万円を予定するものであります。

4目総係費6,418万5,000円は、前年度対比1,218万5,000円の増を予定するものであります。金融機関などの取扱手数料、貸倒引当金繰入額、検針業務などの委託料、子育て世帯の補助金のほか、職員人件費などを計上するものであります。

5目減価償却費2億6,636万5,000円は、前年度対比481万2,000円の増を予定するものであります。建物などの有形固

定資産減価償却費の計上であります。

6目資産減耗費810万円は、前年度対比同額で、固定資産除却費などを計上するものであります。

7目その他営業費用35万3,000円は、前年度対比4万7,000円の減を予定するものであります。材料売却原価などを計上するものであります。

2項営業外費用4,370万円は、前年度対比292万3,000円の減を予定するものであります。

1目支払利息2,743万9,000円は、前年度対比67万4,000円の減であります。企業債などの利息を計上するものであります。

2目繰延勘定償却596万2,000円は、前年度対比224万円の減を予定するものであります。開発費償却を計上するものであります。

3目消費税は、前年度対比同額の1,000万円を予定するものであります。

4目雑支出29万9,000円は、前年度対比9,000円の減を予定するものであります。

3項特別損失1目貸倒損失は、前年度対比同額の1万円を予定するものであります。

4項1目予備費39万円は、前年度対比1万円の増を予定するものであります。

次のページをお開き願います。

資本的収入及び支出について御説明申し上げます。

収入の1款資本的収入1億7,600万円は、前年度対比8,400万円の増を予定するものであります。

1項1目企業債6,000万円は、前年度対比1,000万円の増を予定するものであります。

すが、建設改良に充てる借入金を計上するものであります。

2項1目加入金205万9,000円は、前年度対比61万9,000円の減を予定するものであります。給水装置新設等加入金を計上するものであります。

3項1目他会計負担金1,048万1,000円は、前年度対比106万9,000円の増を予定するものであります。消火栓更新などの負担金を計上するものであります。

4項1目工事負担金8,525万円は、前年度対比7,075万円の増を予定するものであります。産業団地などの工事負担金を計上するものであります。

5項1目固定資産売却代金1万円は、前年度対比同額で、存目程度を計上するものであります。

6項1目国庫補助金1,820万円は、前年度対比280万円の増を予定するものであります。生活基盤施設耐震化交付金を計上するものであります。

支出の1款資本的支出4億3,000万円は、前年度対比7,100万円の増を予定するものであります。

1項建設改良費3億7,936万1,000円は、前年度対比6,314万2,000円の増を予定するものであります。

1目配水管布設費3億7,420万円は、前年度対比6,445万円の増を予定するものであります。実施設計の委託料、配水管布設替工事費などを計上するものであります。

2目固定資産購入費155万5,000円は、前年度対比17万3,000円の減を予定するものであります。金属探知機などの購入費を計上するものであります。

3目リース債務支払額360万6,000円は、前年度対比113万5,000円の減を予定するものでありますが、リース料元本分の支払い額を計上するものであります。

2項1目企業債償還金5,063万9,000円は、前年度対比785万8,000円の増を予定するものでありますが、企業債元金の償還金を計上するものであります。

次に、5ページにお戻り願います。

平成30年度上山市水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書について御説明申し上げます。

1、業務活動によるキャッシュ・フローは、当年度純利益からその他流動負債の増減額までの小計2億5,061万4,000円に、利息及び配当金の受取額、利息の支払い額を増減し、合計を2億2,354万5,000円と予定するものであります。

2、投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得による支出から、一般会計または他の特別会計からの繰入金による収入を増減し、合計をマイナス2億1,012万1,000円と予定するものであります。

3、財務活動によるキャッシュ・フローは、一時借入による収入からリース料の元本支払い額までの小計575万5,000円からリース料利息の支払い額を差し引き、合計を572万2,000円と予定するものであります。

結果、資金の増加額が1,914万6,000円となり、資金の期首残高4億5,314万8,000円を加え、資金の期末残高を4億7,229万4,000円と予定するものであります。

次に、10ページをお開き願います。

平成30年度上山市水道事業予定貸借対照表

について御説明申し上げます。

資産の部であります。1固定資産、(1)有形固定資産は、イ土地からヌ建設仮勘定までを合計した49億4,414万6,000円に、(2)無形固定資産の合計118万2,000円を加え、固定資産合計を49億4,532万8,000円と予定するものであります。

2流動資産は、(1)現金預金から(3)貯蔵品までを合計し、5億9,311万7,000円と予定するものであります。

3繰延勘定はありませんので、資産合計を55億3,844万5,000円と予定するものであります。

次のページをお開き願います。

負債の部であります。4固定負債は、(1)企業債と(2)リース債務を合計し、16億3,404万1,000円と予定するものであります。

5流動負債は、(1)企業債から(5)預り金までを合計し、1億7,912万8,000円と予定するものであります。

6繰延収益は、(1)長期前受金と(2)長期前受金収益化累計額を合計し、11億905万4,000円と予定し、負債合計を29億2,222万3,000円と予定するものであります。

資本の部であります。7資本金は、(1)自己資本金で合計を21億9,319万6,000円と予定するものであります。

8剰余金は、(1)資本剰余金は、イ受贈財産評価額からハ国庫補助金までを合計した595万3,000円と予定し、(2)利益剰余金は、イ減債積立金からハ当年度未処分利益剰余金までを合計した4億1,707万3,000円と予定し、剰余金合計を4億2,302万6,

000円と予定するものであります。

その結果、資本合計は26億1,622万2,000円となり、負債・資本の合計を55億3,844万5,000円と予定するものであります。

なお、6ページからの給与費明細書、その他の説明書等につきましては説明を省略させていただきますので、御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願いたします。

○中川とみ子委員長 これより質疑に入ります。

質疑は、全部を一括して行います。

質疑、発言を許します。川崎委員。

○川崎朋巳委員 受水費についてであります。

報道によると、県企業局のほうで4広域水道がそれぞれの自治体下の受水費の値下げを発表したということでございます。村山広域水道を利用している本市にとっても非常にいい話だと思えますし、その契約の更新時期に合わせて粘り強く交渉していただいた結果だと考えて、非常に感謝申し上げるところです。

今回、受水費の値下げに伴って、一番やはり気になるところというのは、本市の市民の水道利用料金に転化されていくのかどうかということについて、方向性をお示しいただきたいと思えます。

○中川とみ子委員長 上下水道課長。

○秋葉和浩上下水道課長 受水料金の金額の変更に伴う料金の関係でございますが、まず金額としまして、今回の予算書の中では約3,700万円程度の減を見込んでおるところでございますが、水道事業全体としては、これから配水管の更新という重要な事業が控えている時期であります。

そういったことで、本来であれば、そういった事業が増加していく見込みになりますと逆に値上げとかそういった課題も出てくるのではないかと考えておりますが、今回につきましてはそういった部分をこちらの差額をもって充当し、できるだけそういったことに至らないように努めていきたいと考えているところでございます。

○中川とみ子委員長 川崎委員。

○川崎朋巳委員 本来であれば水道料金を値下げという形で市民に提示できるのが一番かと思いますが、やはり一方でこの老朽管の問題というか、安全安心な水を供給しなければならない立場として、現在老朽管を多数抱えている中で、計画的に更新していかなければならないという事情は理解するところであります。

その中で、今回の計画が、今後10年間企業局のほうであったわけでございます。本市がこれまで考えていた今後10年間の老朽管の更新に係る計画に対して、今回の受水費の値下げによってその計画が前倒しになるのかどうかとか、そういう部分について改めてお示しください。

○中川とみ子委員長 上下水道課長。

○秋葉和浩上下水道課長 考え方の前倒しということの御質問だと思いますけれども、計画の中では、前倒しというよりもまず計画どおりにやっていくということで考えております。

と申しますのが、やはり事業費が将来的に多くなってきますと、当然その分借り入れとかそういった部分が生じると見込んでおります。そういった部分を抑えながら、安定的に経営しながらしていくためには、今回の分を前倒しというよりもむしろ平準化させるということで、できるだけ支出が増加する時期が来ることを抑えながら、計画に合わせながら更新を進めていき

たいという考え方でございます。

○中川とみ子委員長 川崎委員。

○川崎朋巳委員 水道料金の値下げでもなくて、老朽管の更新の前倒しでもなくて、いわゆるこの借入額を減らすことによって水道会計事業をよりよい形に持っていこうという考え方の理解でよろしかったでしょうか。

○中川とみ子委員長 上下水道課長。

○秋葉和浩上下水道課長 委員おっしゃるとおり、やはり水道事業に関しましては健全に経営していくということが一方で求められておりますので、やはり収支ということを考えながら事業を進めなければなりません。

そういったことから、委員おっしゃるとおり安定的な経営を目指す考え方によるものでございます。

○中川とみ子委員長 川崎委員。

○川崎朋巳委員 本来であれば、今回の受水費引き下げがもたらすメリットというものは大きかったのかと思います。やはり、この水道事業会計の適正化というか、そのように使われるということで、本来、平素から健全会計というか、健全会計であったと思うんですが、今回のメリットが享受できなかったということは非常に残念なのかというふうに思います。

その会計の適正化と、要望になりますが、ぜひ今後会計の適正化を図る中で、水道料金であるとか老朽管更新のほうにぜひ進めていっていただきたいのと、要望申し上げます。

○中川とみ子委員長 ほかに質疑はございませんか。守岡委員。

○守岡 等委員 人口減少という中でこの水道の需要も減ってきて、一方では今あったとおりの施設設備の老朽化ということで、この水道事業、大変な困難を抱えているかとは思いますが。

そうした中で、国のほうではコンセッション方式という、所有と経営の分離といいますか、水道事業者は市のままで事業を行うのは民間会社に任せると、いわば民営、民間活力の活用ということが法改正とともに予定されているようで、早々とそういう方向を決めた近隣の自治体もあるようなんですけれども、そこでお尋ねしたいのは、このコンセッション方式というものを本市としてどのように評価しているか、本市としてはこれを導入する予定があるのかどうか、この方式によって水道事業が好転する要素があるのかどうかということをお教えください。

○中川とみ子委員長 上下水道課長。

○秋葉和浩上下水道課長 コンセッション事業についての評価ということの御質問だと思いますけれども、コンセッションにつきましてはやはり民間事業者がやっていくということの中で、料金関係なども携わっていく事業でございます。

そういったことから、導入に際しては当然料金の関係、いわゆる値上げであったり料金の設定なんかの課題、あるいはただいま申し上げましたが老朽管の更新工事や改修工事などがございますので、そういった技術力などの確保の課題。あと、安全な水道水を継続的に、安定的に供給しなければならないという課題。あとは、また民間事業者でございますので、事業者が万が一撤退になったということがあってはいけないということでの事業の継続性の課題。そういった課題があるかと思っております。そういった課題の整理が導入については必要であるというふうに考えておきまして、当面本市におきましてはコンセッションの導入ということは考えてはおりません。

○中川とみ子委員長 守岡委員。

○守岡 等委員 そうすると、今この水道事業

というのが広域化の中で行われている中で、ほかの市がそういったコンセッションを取り入れても、本市としての方向には何ら影響はないという、こういう理解でよろしいでしょうか。

○中川とみ子委員長 上下水道課長。

○秋葉和浩上下水道課長 本市に対しての影響ということですが、現時点での話になります。ただいま申し上げました課題などの整理ということがまず先に必要でありまして、現時点で影響というのは少ないだろうと考えております。

○中川とみ子委員長 守岡委員。

○守岡 等委員 既にこの方式を取り入れているところでは、自治体が結局出資して、職員も派遣するというような形をとっていると思われるんですけども、これが果たして第三セクターとどう違うのかということを経済省に問いただしても明確な答えはないと思うので、なかなか、余り未来性のある方向性とは思えないような事例も示されていますので、その辺をぜひお聞き取りいただいて今後の対応をお願いしたいと思っております。

○中川とみ子委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 質疑はないものと認めます。

以上で、議第15号議案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 討論なしと認めます。

採決いたします。

議第15号平成30年度上山市水道事業会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決する

ことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、議第15号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

この際、お諮りいたします。

委員長報告の取りまとめは、正副委員長に御一任願いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、委員長報告の取りまとめは、正副委員長に一任することに決しました。

~~~~~  
閉 会

○中川とみ子委員長 これにて予算特別委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後0時00分 閉 会